

アニメーション制作会社における
取引適正化の推進と生産性・付加価値向上
に向けた自主行動計画

一般社団法人 日本動画協会
2024年7月18日作成
2025年7月17日改訂

目次

目的	2
1. 重点課題に対する取組	3
(1) 合理的な取引価格の決定	3
(2) コスト負担の適正化	3
(3) 支払条件の改善	4
(4) 知的財産・ノウハウの保護	4
(5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止	4
2. アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの遵守	5
3. 取引先との協調・連携	5
4. 教育・人材育成の推進	5
5. 普及啓発	5
6. 定期的なフォローアップの実施	6

目的

アニメーション制作業は、製作委員会その他の製作者から元請への作品制作委託、また、元請における作画・仕上げ・美術・撮影等の制作過程において、多くの企業・個人アニメーターの関与が必要となる多重下請構造で成り立っている。また、近年はアニメーションを活用した広告・ゲーム等の他産業や配信事業者との取引も増加し、サプライチェーンの多様化が生じている。

一般社団法人日本動画協会（以下、日本動画協会という。）の会員企業は、アニメーション制作会社をはじめ、多数の企業・個人アニメーターと取引を行っており、アニメーション制作業及び関連産業の維持・発展のためには、これまで以上に取引の適正化に取り組むことが必要である。

アニメーション制作業では、作品数の増加や「働き方改革」に基づく就労環境の適正化を行っているが、人材不足の解消と共に社員・フリーランスアニメーターの取引環境を向上することが喫緊の課題となっている。

このような状況認識のもと、日本動画協会は、本計画を策定し会員企業や取引先等への周知徹底を図ることとする。

1. 重点課題に対する取組

(1) 合理的な取引価格の決定

価格決定プロセスの適正化は、最良の成果物を得るためのベースとなることに留意し、以下事項に努める。

① 【発注内容の明確化・書面取引の徹底】

発注内容が曖昧な契約とならないよう、取引者間で十分な協議を行った上で取引価格を決定する。その際、書面による明示や交付など、双方が取引価格の決定に関する内容を確認できる体制を構築する。

② 【外的要因変動に伴う価格転嫁】

社会情勢の変化に伴い、外的要因による取引価格の見直しに関する要請が受注者からあった場合は、発注者は十分な協議を行う。

③ 【生産性向上・コスト削減】

受注者が生産性向上等に取り組む場合、その取組によるコスト削減効果を取引者間で十分に確認した上で取引価格を決定する。また、受注者の努力によるコスト削減効果を発注者が一方的に取引価格へ反映することのないよう、十分に注意する。

④ 【価格決定方法の適正化】

2023年11月に内閣官房および公正取引委員会より公表された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、経営者層の関与のうえ、発注者および受注者として採るべき/求められる行動を十分理解し、適正化に取り組む。

(2) コスト負担の適正化

発注者は、自らの取引変更や取引スタイルが受注者において負担になり得ることを十分に理解しておく必要がある。

① 契約成立後の契約キャンセルや契約変更について、発注者は、取引先が既に取りかかった業務に対するコスト負担がある場合を勘案し、コスト負担を事前に明確にする等、ルール化に努める。

② 発注者は、受発注に関する専用のシステムや専用帳票等の使用を

求める場合、受注者側の対応コストに配慮し、使用に際しては関係者の合意を得る。

(3) 支払条件の改善

発注者が指定する支払い方法は、取引先の資金繰りや事業継続・拡大に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある。

- ① 発注者は、納品後に代金支払いを出来る限り速やかに行う。
- ② 現金による支払を基本とする。
- ③ 支払いについては、2026年に廃止が予定されている約束手形の利用は控え、現金による支払化を促進することとする。現金支払が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促すこととする。やむを得ず、約束手形による支払を行う場合の手形期間(サイト)は60日以内とする。

(4) 知的財産・ノウハウの保護

発注にあたり、取引先の知的財産やノウハウを取り扱う場合には、取引先に不当な損失を与えることがないように、以下の事項に十分配慮する。

- ① 秘密保持の対象に当たるか否かを確認する。
- ② 秘密保持の対象となる場合には、知的財産やノウハウなど、営業秘密の適正管理を定めた秘密保持契約を締結する等、十分な配慮を行う。
- ③ 「知的財産取引に関するガイドライン」※の趣旨を踏まえ、受発注者間の対等な関係での取引を実施する。

※知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について(中小企業庁ホームページ) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

(5) 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

会員企業は、発注元の取引が起因となり発注先の「働き方改革」推進を阻害するような要請を行わないよう、十分に配慮する。やむを得ず短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行った場合は、関係者間での

協議の上で発注元が適正なコストを負担するよう努める。また、フリーランスアニメーターとの取引においても、発注時の書面交付を行うなど「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」※を踏まえ適切な取引を行う。

※フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

2. アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドラインの遵守

下請取引適正化の推進のため、経済産業省が策定した「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」※を踏まえ、公正な取引に務める。

※下請適正取引等推進のためのガイドライン（中小企業庁ホームページ）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>

3. 取引先との協調・連携

取引先との意見交換の実施等を通じて、各種取引上の問題について定期的な協議の場を設けるなど、環境の整備に努める。

4. 教育・人材育成の推進

関係法令の遵守や適切な取引を浸透させるため、適正取引に関する講座や研修の実施などを通じた人材の育成に努める。

5. 普及啓発

アニメーション制作における適正取引を実現するためには、日本動画協会 会員会社のみならず、取引先に対しても本計画の普及啓発に取り

組むことが重要である。そのため、日本動画協会及びその会員会社は、取引先に対しても本計画の周知を行う。

6. 定期的なフォローアップの実施

適正取引の推進には、本計画に掲げた精神や行動規範を、日本動画協会及び会員会社の調達に定着させることが重要である。そのため、日本動画協会は必要に応じてフォローアップを実施し、本計画の実施状況を把握するとともに、適切な取引を促していく。